

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの
徳島移転の早期実現を求める意見書

東京一極集中の是正と人口減少の克服を同時に図る、待ったなしの地方創生に向けては、日本創成の最後のチャンスであるとの強い危機感を持ち、国と地方がしっかりと連携協力し、具体策を迅速に実行していくことが極めて重要である。

しかしながら、平成27年国勢調査によると、我が国の総人口は平成22年の前回調査に比べ94万7,000人の減少、人口規模が第3位の大阪府ですら減少に転じる一方で、東京圏では51万人増加し全国の4分の1以上が集中するなど、東京一極集中がさらに加速している状況が明らかとなったところである。

我が国が直面するかつてない危機を克服し、日本の明るい未来を切り開いていくためには、地方への新しい人の流れづくりへの突破口となる政府関係機関の地方移転を推進することが不可欠であり、本県からは消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転を提案している。

この本県提案に対し、国は本年3月に決定した政府関係機関移転基本方針の中で、「地方創生に資する意義が認められる」と明記するとともに、「ICTの活用による試行等を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す」としたところである。

また、この度新たに示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」においても、「3月の移転基本方針に示された方向に沿って取組を進める」と記載され、地方創生を本格展開するに当たっての重要施策に位置付けられている。

既に、国民生活センターの教育研修業務、商品テスト業務の試験移転が開始し、7月には徳島県庁舎において、板東長官をはじめ職員約40人で1か月に及ぶ消費者庁業務試験も開始される。

消費者庁等の徳島移転は、企業の地方拠点強化をはじめ地方への新しい人の流れを生む突破口となるばかりでなく、ICTを活用した新たな働き方改革であるテレワークの推進にもつながるものである。

よって、国においては、地方創生の本格展開を着実に推進し、地方創生から日本創成にしっかりとつなげるため、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転を早期に実現されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之